



10 子どもへの支援

◆ 健やか親子相談

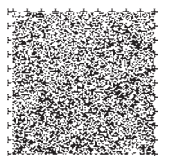
問合せ先	千代田保健所 健康推進課 保健相談係 〒102-0073 九段北1-2-14 TEL (5211) 8175 / FAX (5211) 8192 Eメール kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp
子どもの発達や子育ての悩みについて相談を行います。	
内容	子どもの発達や子育ての悩みについて、心理相談員による相談を行っています。(予約が必要です)
対象	0歳から小学校低学年までの子どもとその養育者

◆ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

問合せ先	千代田保健所 健康推進課 保健予防係 〒102-0073 九段北1-2-14 TEL (5211) 8172 / FAX (5211) 8192 Eメール kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp
小児慢性特定疾患を抱えるお子さんの日常生活用具の給付が受けられます。	
内容	特殊寝台等の日常生活用具の給付が受けられます。事前申請が必要です。
対象	小児慢性特定疾病医療券を交付されているお子さん ※障害者総合支援法等により、同様の給付が受けられる方は対象外です。 ※世帯の収入に応じて、費用の一部負担があります。

◆ 特別支援教育

問合せ先	指導課 特別支援教育担当 TEL (5211) 3666 / FAX (3288) 3420 Eメール tokubetsushien@city.chiyoda.lg.jp
障害の種類・程度・発達に応じお子さん一人一人に合わせた教育支援を行っています。	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 特別支援学級 (知的障害) 千代田小学校、翹町中学校 通級指導学級 (言語障害) 千代田小学校 特別支援教室 (発達障害等) 全ての区立小学校、中学校、中等教育学校 ※上記以外の障害についても相談や情報提供等を行います。
対象	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒



しょうがいじほいく
◆障害児保育

問合せ先 子ども支援課 入園審査係
TEL (5211) 4119 / FAX (3264) 3988
Eメール kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp

保護者が就労などの理由で保育できない家庭のお子さんに、集団保育や個別保育を行います。

- 内容**
1. 集団保育（認可保育園・区立こども園・認定こども園・幼保一体施設）
 2. 居宅訪問型保育事業（ベビーシッターの派遣）
- ※いずれも原則として午前9時00分～午後5時00分までのうち、保育が必要な時間

- 対象** 次のすべてに該当する子ども
1. 生後57日～就学前の子ども
 2. 特別児童扶養手当の支給対象となる子ども（所得により支給停止されている場合も含まれます）または障害があると認められた子ども
- ※入所調整指数に基づく入所審査があります。

利用料 0～57,500円(お子さんの年齢や保護者の住民税課税状況により決定します)

こ けんこうそうだんしつ
◆子どもの健康相談室

問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係
〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

子どもの健康や発達の不安、心配事の相談を行います。

- 内容** 子どもの言葉や運動、行動などの心配や気がかりに、発達専門の小児科医師や言語療法士等が相談に応じます。お電話でお申し込みください。

対象 小学生までの子どもと保護者

はったつしょうがいとう りょういくけいひじよせい
◆発達障害等の療育経費助成

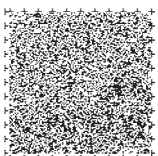
問合せ先 児童・家庭支援センター 発達支援係
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
Eメール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

発達障害等の子どもの相談、療育経費の一部の助成が受けられます。

- 内容** 障害児対応の実績がある専門機関を利用して相談や療育を行った際の経費の一部について助成します。

※1ヶ月にかかった経費の1/2、かつ10,000円が限度です。

対象 原則として2歳～18歳までの子どもを持つ保護者



◆ 児童福祉法による障害児を対象としたサービス

問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

通所で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

内容

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

詳しくは 16 ページの児童福祉法による障害児を対象としたサービスをご覧ください。

対象

心身の障害や発達障害等をお持ちの児童

◆ 障害児通所給付助成

問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係
〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

18歳到達日以降も、年度内は通所サービスを継続できます。

内容

障害児通所支援の「児童発達支援」を18歳以降も引き続き利用できるようにすることで、児童が継続的な療育を受けられるとともに、保護者の経済的な負担を軽減します。

対象

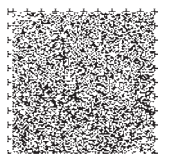
期間 18歳に達した日から、最初の3月31日まで（義務期間中に就学猶予を受けた者は1年間の期間延長をします。）

助成額

1ヶ月あたりの利用料金のうち、区が定める自己負担額（下記表）を除いた経費を助成します。

自己負担額

区分	世帯の収入状況	本人負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円



しゅうえんそうだん
◆ 就園相談

問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係
〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
Eメール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

子どもの発達が心配で就園に不安をお持ちの方はご相談ください。

内容 幼稚園・こども園などの見学、専門家による相談、検査などを行い、子どもの状況や適性に合った環境や必要な支援について保護者とともに考えます。電話でお申し込みください。

対象 次年度に千代田区内の公立幼稚園・こども園に入園する子どもと保護者

しゅうがくそうだん
◆ 就学相談

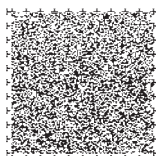
問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
Eメール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

就学にあたりお子さんの発達について気になっていることや不安に思われていること等があれば、お気軽にご連絡ください。

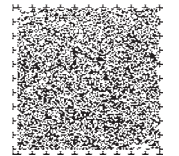
内容 心身の障害及び発達に課題をもつ幼児・児童・生徒の就学先について、保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な相談・支援を行います。

対象 次年度に小学校及び中学校に就学する予定で区内在住の幼児・児童・生徒及びその保護者



じゅうしょうしんしんしょうがいじとうざいたく じぎょう
◆重症心身障害児等在宅レスパイト事業

身知



問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係
 TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

かぞく か いりょう ふく かいじょ みまも おこな
 家族に代わり、医療ケアを含む介助や見守りを行います。

内容

じゅうど じゅうしょうしんしんしょうがい じどう いりょうてき ひつよう じどうとう きょたく
 重度・重症心身障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に
 かんごしどう ほうもん じどう かいじょ かぞく か いりょうてき ふく かいじょ
 看護師等が訪問し、児童の介助をする家族に代わり、医療的ケアを含む介助
 みまも おこな
 や見守りを行います。

※世帯の所得に応じて利用料金が異なります。

※医師指示書にかかる作成料金の助成があります。(上限あり)

※申し込み等、詳しくはお問い合わせください。

対象

区内に住所を有し在宅で生活する 18 歳未満の児童のうち、いずれかの状態・
 状況にあるものと同居する家族等

1. 重度の知的障害（療育手帳または東京都愛の手帳の 1 度または 2 度）
 を有し、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1 級または 2 級の
 下肢、体幹または移動機能障害）を有するまたは、同程度の状態であ
 ると認められる児童
2. 日常生活を営む上で以下にある医療的ケアを必要とする児童
 - (1) 人工呼吸器管理 (2) 気管内挿管、気管切開
 - (3) 鼻咽頭エアウェイ (4) 酸素吸入
 - (5) たん吸引 (6 回/日以上)の頻回吸引 (6) ネプライザー
 - (7) 中心静脈栄養 (IVH) (8) 経管栄養 (経鼻・胃ろう含む)
 - (9) 腸ろう・腸管栄養 (10) 定期導尿
 - (11) 人工肛門・人工膀胱 (12) 継続する透析 (腹膜灌流を含む)
3. 在宅における生活で、現在訪問看護サービス等を利用している障害を
 持つ児童
4. その他、障害をもつ児童で区が当事業の利用を必要と認めた児童

子どもへの支援

しょうがいじしえんじぎょう
◆障害児支援事業

しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい む きのうくんれん
(小学生・中学生・高校生向け機能訓練)

身

問合せ先

子ども発達センター (さくらキッズ)
 〒 101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
 TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

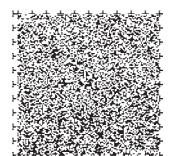
たの からだ うご うんどうきのう い じ こうじょう しえん
 楽しく体を動かして、運動機能の維持・向上を支援します。

内容

おやこ さんか りがくりょうほうし こべつ きのうくんれん かい じかんていど つき
 親子で参加する理学療法士による個別の機能訓練です。1 回 1 時間程度。月
 2 回。土曜日に実施。お電話でお申し込みください。

対象

身体障害者手帳をお持ちの小学 2 年生から・中学生・高校生



◆子ども発達センター事業

問合せ先 子ども発達センター（さくらキッズ）
〒101-0048 神田司町2-16 神田さくら館6階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

子どもの発達についての気がかりや心配なことに専門職が指導を行う子育て支援施設です。

子どもの興味や力に合わせて「言語」「運動」「作業」「心理」の個別指導や集団指導のプログラムに通いながら、健やかな成長と発達を支援します。

内容

●開館日：月曜～土曜日（祝日・年末年始を除く）

●時間：午前9時～午後5時

●指導内容

個別指導 …… 「運動」「言語」「心理」「作業」について専門職が指導します。1回1時間程度

集団指導 …… 言語・認知学習指導（学びの活動）と集団指導（遊びの活動）を通して、コミュニケーション支援、社会性の育成、言語発達支援、認知発達支援、情動・行動の調整を行います。1グループ10人1回2時間

●その他

指導はすべて個別指導計画に基づき行われます。保護者の希望により在籍園への訪問も行います。保護者支援としてペアレント・トレーニングを実施します。

対象

千代田区在住の就学前乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者

利用料

無料

◆障害児支援事業「フレンズビレッジ千代田」

問合せ先 子ども発達センター（さくらキッズ）
〒101-0048 神田司町2-16 神田さくら館6階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

障害のある小中高校生を対象に、学校休業日に日中の活動の場を提供します。

内容

春、夏、冬休みなど学校休業日に日中指導と活動の場を提供します。

時間：午前9時から午後4時まで

場所：神田さくら館3階 千代田小学校プレイルーム

内容：外出活動、調理実習、作業学習、音楽療法、造形活動、

レクリエーション活動、プール指導など

実施：年間21日間実施

定員：1日15名

対象

千代田区在住の特別支援学級、特別支援学校等に通う小中高校生

利用料

無料（ただし施設入園料、調理材料費などは実費負担）

